

データセンター要件

機能名称		機能の定義
1. データセンター要件		
1.1. 基本要件		
1.1.1.	実績	データセンター事業者として5年以上の運用実績を有すること。
1.1.2.	制約	法定点検による電源切断、回線工事によるネットワーク切断といった計画休止などは、少なくとも4週間前までに本市に事前に連絡し、了承を得ること。
1.2. 設備要件		
1.2.1.	情報セキュリティマネジメントシステム	JIS Q 27001、プライバシーマーク、ISO/IEC 27001のいずれかに基づく認証を取得していること。
1.2.2.	立地	日本国内に設置されていること。
1.2.3.	建物	保守を実施する者が公共交通機関等を利用して90分以内で到着可能な範囲であること。 また、データセンターへの複数の交通アクセス経路が確保できること。
1.2.4.		震度6強の地震に耐える基礎耐震若しくは基礎免震構造であること。
1.2.5.		出水被害から建物及び情報システムを保護する構造であること。
1.2.6.		建築基準法に規定する耐火建築物であること。
1.2.7.		建築基準法、消防法に規定する非常用設備を有すること。
1.2.8.		避雷設備を有すること。
1.2.9.		建築基準法に基づく、独立した防火区画であること。
1.2.10.		火災の予兆を検知できるシステムが設置されていること。
1.2.11.	機器設置室	新ガス系消火設備を備えていること。
1.2.12.		水冷方式を採用している場合は、漏水防止策を講じていること。 ただし、空冷方式を採用している場合はこの限りではない。
1.2.13.		機器に対し外部からの電磁波の影響を受けにくい環境であること。
1.2.14.	電源	電力会社から2系統以上で受電し、冗長性を確保していること。
1.2.15.		建物の電源設備の法定点検及び工事の際においても、機器の停電時対策をとる必要のないこと。
1.2.16.		停電時に自家発電装置（3時間以上継続運転が可能）が安定的に起動するまでの間、瞬断することなくシステムに十分な電力供給が可能な無停電電源装置を設置していること。
1.2.17.		無停電電源装置は冗長構成がとられていること。
1.2.18.		サーバ等と、負荷変動の激しい空調機等の電力系機器等は電源システムを分けてあること。
1.2.19.	空調	24時間365日の自動運転による稼働が可能であること。
1.2.20.		機器設置室内の環境は、温度23℃～27℃、湿度30%～70%とすること。
1.2.21.		水冷方式の空調設備の場合には、漏水対策を講じ、漏水の恐れがある場所に漏水センサを設置していること。 また、災害時に断水となった場合でも3日間継続運転が可能となる貯水タンクを備えていること。 ただし、空冷方式を採用している場合はこの限りではない。
1.2.22.		機器設置室の主要な空調設備機器については、予備器が設置されており、主要機器が故障の場合でも必要な冷却能力を確保できること。
1.2.23.		建物入口から機器設置室までの間において、常駐警備による入退室管理が24時間365日実施されていること。
1.2.24.	セキュリティ	3段階以上のセキュリティを有し、生体認証による個人レベルでの認証機構又は、有人警備によるセキュリティが施されていること。
1.2.25.		機器設置室の入退出について、設備の運用に従事する人員とそれ以外の人員の入退出管理が明確に区分できる入退出管理の設備等を有していること。また、入退出に関する手順書を有していること。
1.2.26.		機器設置室は、外部から見えない構造になっており、かつ機械設置室に窓がないこと。
1.2.27.		常時利用する入退出にはICカード、生体認証、監視カメラ等の防犯設備を設置していること。 かつ、共連れにより入退資格者でない人物が入室できる事を物理的に防止できること。
1.2.28.		大型機器類の搬入口では、専用口でデータセンター職員又は警備員立会いの下、入館セキュリティを保つこと。
1.2.29.		データセンターのセキュリティゾーン内には、データセンター関係者以外の不特定多数が利用する飲食店などのテナントが入居していないこと。
1.2.30.	運用	各設備を常時集中管理及び制御する仕組みを有すること。
1.2.31.		建物及び機械室の人の出入りを遠隔監視する設備が設置されていること。
1.2.32.		建物及び機械室の防災設備及び防犯設備の作動を遠隔監視する設備が設置されていること。
1.2.33.		電源設備及び空調設備の稼働状況を遠隔監視する設備が設置されていること。
1.2.34.		24時間365日のネットワーク障害受付、故障修理及び復旧ができる体制を有すること。
1.2.35.		通信回線の利用状況、障害等を監視する設備が同一建物内または網内に設置されていること。
1.2.36.		計画的な工事又は、定期的な保守等に伴いネットワークを停止する場合は、少なくとも、4週間前まで本市に事前に連絡し、了承を得ること。 なお、データセンターが緊急停止した場合、本市と別途協議の上、対応を決めることとし、緊急停止中は、稼働率の停止時間として扱うものとする。